

新監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和3年3月25日

新潟市監査委員 高井 昭一郎
 同 伊藤 秀夫
 同 風間 ルミ子
 同 竹内 功

監査結果等に基づく措置

令和2年度第2期定期監査及び行政監査結果報告（令和2年12月24日新監査公表第7号）分

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
<p>《指摘事項》</p> <p>北地区公民館では、施設の一部を喫茶店に貸付けていたが、光熱水費の実費相当額の算定を誤り過大に徴収していた。本件は、算定方法の確認不足という漫然とした前例踏襲による誤りであり、確認できる範囲で平成25年度から令和2年9月までの過徴収額の合計は183,900円となっている。</p> <p>教育財産を貸付ける場合、新潟市公有財産事務取扱要領（平成26年4月1日施行）では相手方に光熱水費の実費相当額を負担させることとしており、同要領では電気料金は、施設全体の電気料金から基本料金をのぞいた額で按分しなければならないとしているところ、本件では基本料金を含めたまま算出していた。また、上下水道は、上水道と下水道に分けてそれぞれ算定しなければならないところ、上下水道まとめた金額で算出していた。</p> <p>なお、同要領施行前についても、電気料金は従前の要領に定める算定方法とは異なる誤った方法にて算出していたが、水道料金及び下水道使用料の誤りはなかった。</p> <p>これら一連の事務処理は、安易な前例踏襲により、長期に渡り貸付けの相手方に損失を与えることになったものであり、光熱水費を算定するにあたり、関係職員が誰も誤りに気付かなかったことは、不適切な事務の執行と言わざるを得ない。</p> <p>今後は、事務執行にあたり常にその根拠を確認するなど組織的にチェックする体制を構築するとともに、この度判明した過徴収金については、直ちに返還されたい。</p> <p>【合規性】</p>	教育委員会事務局 中央公民館	<p>・判明後、過大徴収分の還付について令和2年12月23日相手方に説明し、令和3年2月10日、令和3年2月19日に還付処理を行った。</p> <p>・令和2年10月分以降は、新潟市公有財産事務取扱要領に基づく算定方法により適正な金額で徴収している。</p> <p>(令和2年12月23日～令和3年2月19日)</p>	<p>(該当館※における日常業務での対策) ※豊栄、北、関屋、横越、白根、坂井輪、西、黒埼(南部・北部)、岩室、西川</p> <p>①職員間での新潟市公有財産事務取扱要領の再確認</p> <p>②決裁時や報告時にはその作成に至った例規、要綱などの根拠資料を添付し、決裁の過程でその正確性を確認するための事務体制を徹底する。</p> <p>③例規、要綱等の改正の際にはその変更点を館長と担当者が共に確認し、制度所管課の説明会や研修会に参加する。</p> <p>(中央公民館での統括的な対策)</p> <p>①館長会議の場で、今回の案件を情報共有し、各館でも改めて体制を整えるように指示した。</p> <p>②財産事務などの例規や要綱などが改正され、制度の所管課が全体に周知した際は、中央公民館は館長会議の場で周知を行い、併せて制度所管課の研修会に参加するよう案内するなど、小規模職場での確認もれを防ぐ対策を講じる。</p> <p>(令和3年1月7日)</p>
	【制度所管課】 財務部 財産活用課	<p>所管課における次の対応を確認した。</p> <p>・判明後、過大徴収分の還付について令和2年12月23日相手方に説明し、令和3年2月10日、令和3年2月19日に還付処理を行った。</p> <p>・令和2年10月分以降は、新潟市公有財産事務取扱要領に基づく算定方法により適正な金額にて徴収している。</p> <p>(令和2年12月23日～令和3年2月19日)</p>	<p>本件においては、新潟市公有財産事務取扱要領とは異なる対応を取っていたことから、財産事務担当者向け研修会において本事例の周知を図った(令和3年1月26日・28日・29日)ほか、文書にて全財産事務管理者あてに注意喚起及び再確認の依頼を行った(令和3年2月8日)。</p> <p>また、次年度実施予定の新任財産事務担当者向け研修会においても、本事例紹介および注意喚起を行う予定。</p> <p>(令和3年1月26日～令和3年6月30日)</p>